

都留市告示第 107 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線の供用を開始する。

その図面は、都留市役所建設課において、告示の日から令和 7 年 7 月 11 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

都留市長 堀 内 富 久

| 整理番号 | 路 線 名 | 区 間                               | 延 長<br>(メートル) | 供用開始日              |
|------|-------|-----------------------------------|---------------|--------------------|
| 1004 | 城山厚原線 | 上谷一丁目 298 番 1 先から<br>厚原 9 番 1 先まで | 2,108         | 令和 7 年<br>6 月 27 日 |